

事務連絡
令和2年4月22日

学童保育クラブ利用者の保護者の皆様へ

佐那河内村学童保育クラブ

学童保育クラブ保護者会の中止及び利用自粛のお願いについて

日頃より、学童保育クラブ運営についてご理解ご協力いただき、ありがとうございます。

さて、4月16日に国が全都道府県を対象に「緊急事態宣言」を発令したことにより、本村でも不要不急の外出や他県への旅行や外出、また多人数での会議などは自粛している状況です。そのことをふまえ、例年であれば、4月下旬に学童保育クラブ保護者会を行っておりましたが、中止とさせていただきます。

ご要望等がございましたら、同封の返信用封筒をご利用の上、4月30日までにご返送ください。なお、保護者会の資料につきましては、後日改めて、郵送等で配布させていただきます。

時節柄、このような決断とさせていただきましたこと、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、引き続き学童保育クラブにおきましては、新年度となり新1年生が10人増え、なお一層密閉、密集、密接の3密に注意をしながら、こまめな換気や手洗い、咳エチケットの指導を行っているところです。ご家庭におかれましても、児童はもとよりご家族も含めた引き続いての健康管理等のご対応をよろしくお願いいたします。

そのような中、先日、徳島県でも新たな感染者が確認されました。

感染の防止のため、高学年で留守番が可能な児童や仕事を休んでご自宅にいることが可能なご家庭につきましては、利用をお控えいただけないかと考えております。

今後においても、県内における感染状況に注意しながら、児童の安全を最優先に考え、学童保育クラブの縮小や休業などについて検討させていただきます。併せて、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ】

佐那河内村 健康福祉課

TEL 088-679-2971

佐那河内村社会福祉協議会

TEL 088-679-2304

佐那河内村学童保育クラブ

TEL 090-1006-9298

裏面も必ずお読みください。

1. 発熱等の風邪の症状がみられる場合の対応

○お子様に発熱等の風邪の症状が見られる場合は、新型コロナウイルス感染症と診断される可能性もあることを踏まえ、無理をせず、自宅で休養し、外出を控えてください。

①風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続く場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合も同様）

②強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合

③医療機関において新型コロナウイルスに感染していると診断された場合

○お子様が枠内①②に該当し、不安な場合は、「帰国者・接触者相談センター（徳島保健所 ☎088-602-8907）」へ御相談ください。

○お子様が、枠内①②③に該当する場合は、利用停止扱いになります。

○症状が改善、または、新型コロナウイルスに由来する症状ではないと判明するまで、自宅で適切な対応をお願いします。

○毎日、体温を記録する等、お子様の健康管理をお願いします。また、学童保育クラブとの連絡を密に取ってください。

○厚生労働省によると、現時点では、子どもにおいては、重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況にあり、インフルエンザ等の心配がある場合は、通常と同様に、かかりつけ医等へ御相談される等の対応をお願いします。

○医療機関を受診する際は、マスク着用、手洗いや咳エチケットの徹底をお願いします。

2. 基本的な感染症対策の徹底

○こまめな手洗いや咳エチケットの徹底について、お子様に御指導ください。

○体の抵抗力を高めるために、普段より十分な休養やバランスのとれた栄養摂取に御配慮をお願いします。

○喉の粘膜の防御機能を低下させないため、適度な湿度維持や部屋の換気に御配慮をお願いします。

○人混みへの不必要な外出は控えてください。

3. 学童保育クラブでの基本的な対応

○室内でのこまめな換気を努めるとともに、手洗いや咳エチケットの指導を行います。